

台風被害に遭われた皆さまへ

この度の被害、心よりお見舞い申し上げます。日本共産党では、11日に台風19号災害対策本部を立ち上げ、連携して被害状況の確認を行い、国・県に対して、早急に災害救助法の指定を行って、必要な支援を行うよう要請しました。日本共産党足利市議団では、被害に遭われた場合に使える制度をまとめましたのでぜひご利用ください。

日本共産党足利市議団

被害を受けて片付けなどのボランティアを依頼したい方

足利市社会福祉協議会でボランティアセンターが開設されました。
お手伝いを依頼したい方は、下記へ電話またはファクスでお問い合わせください。
※申込みの際は、代表者のお名前、住所、電話番号、詳しい被害の状況、希望日時、希望派遣人数をお知らせください。ファクスで申し込む場合は、お名前に、ふりがなをお願いします
詳しくは社会福祉協議会にお問い合わせください。

●問い合わせ

足利市社会福祉協議会 足利市東砂原後町1072
電話:0284-44-0322 ファックス:0284-44-0529

○その他のお知らせ

■東幸楽荘の入浴施設を無料開放

期間:10月18日(金)まで 時間:10時30分～午後7時
○問い合わせ 足利市大久保町1368 電話0284-91-1125

■災害ごみの処理(家庭ごみ等)

南部クリーンセンター東(農業研修センターグラウンド)へ持込み
足利市野田町951
持込時間:8時30分～午後5時 手数料:無料

○問い合わせ

南部クリーンセンター電話:0284-71-4192(指導担当)、72-5300
クリーン推進課(庁舎2階) 電話:0284-20-2142

■土砂等の処理

道路や側溝などにたまった土砂などは、自治会長代表者名等で連絡、一か所にまとめたものを後日、市で回収。

○問い合わせ

クリーン推進課 電話:20-2142

■浸水家屋の消毒

浸水被害等で家屋の消毒を希望する方は健康増進課に連絡してください

○問い合わせ

健康増進課 電話:0284-22-4511、22-4512、22-4513
ファックス:0284-21-7050

おぜき栄子



足利市南大町195-6
TEL:72-8751 FAX:73-1680
携帯:090-8004-0577

鳥井やすこ



足利市八幡町2丁目7-9
携帯:090-1690-5106
FAX:0284-71-2392

○まずは「り災証明」を取りましょう！

罹(り)災証明書は、地震や台風等の自然災害により、住宅や倉庫などの建物が被害にあったことを証明するものです。一般的に、保険や共済の申請に必要な証明書です。市や県の減免制度を利用するときにも申請がスムーズに行える場合があります。

■問い合わせ

足利市役所 危機管理課 防災担当
電話:0284-20-2247

★被害状況の写真を撮っておきましょう！片付けが終わった後では発行されない場合があります。



このような減免制度があります

○県税の減免

損害の内容、程度などに応じて、次の各税目について、一定の税額が減免されます。

(1) 個人事業税

事業用資産の価値の5割以上の損害を受けた場合、事業所得金額に応じて減免。

(2) 不動産取得税

①取得後概ね1年以内に不動産の全部又は一部が滅失又は損壊した場合に減免。

②当該不動産に代わる不動産を3年以内に取得した場合に減免。

(3) 自動車税

滅失又は運行不能となった自動車について、被災の日以降の分の課税を取り消し(ただし、翌月分から)。

(4) 自動車取得税

①取得後1か月以内に滅失又は損壊した場合に減免。

このほか、納税の猶予などもあります。

●問い合わせ

安足県税事務所 電話0283-23-1411 (佐野市堀米町607)

自動車税事務所佐野支所 電話0283-20-6111 (佐野市下羽田2001-4)

○市税関係についても減免制度があります

(1) 後期高齢者医療保険料の減免、保険証の再発行

■保険年金課 高齢者医療担当

電話:0284-20-2184

(2) 介護保険料の減免、保険証の再発行

■健康福祉部 元気高齢課 介護サービス担当

電話:0284-20-2270

(3) 国民健康保険税の減免

■総務部 税務課 国保税担当

電話:0284-20-2127

(4) 固定資産税の減免

■総務部税務課 資産税担当

電話:0284-20-2129

(5) 市県民税の減免に関すること

■総務部税務課 市民税担当

電話:0284-20-2122

お見舞い金、災害援護資金など

○災害見舞金等の支給

被害の程度に応じて災害見舞金等が支給されます。申請には罹災証明書が必要です。

- ・住居が全壊、流出又は全焼した世帯 50,000円
- ・住居が半壊または半焼した世帯 30,000円
- ・住居が床上浸水した世帯 10,000円
- ・負傷により1か月以上の入院を要する者 20,000円

★災害援護資金の貸付

・負傷または家財・住居に被害を受けた場合

150万円～350万円

償還期間10年(据置期間5年、以後利子3パーセント)

所得制限あり

●問い合わせ

足利市役所 足利市本城3丁目2145番地

社会福祉課 電話 0284-20-2132

ファックス 0284-21-5404

号外・災害対策特集

新しい足利

2019年10月20日(日)

発行所: 日本共産党足利市委員会

足利市田中町789 石川第3ビル3階

phone 0284-72-7848 fax 71-8392

おげき栄子 www.smileiko.net

島井やすこ twitter.com/chibiroo